

小牧市健康づくり推進審議会条例

令和4年12月23日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小牧市健康づくり推進審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する住民の健康の増進に関する施策についての計画の策定及び推進に関する事項その他市民の健康づくりのための施策に関する事項について調査審議するため、小牧市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健又は医療に関する専門的な知識及び経験を有する者

(3) 市の区域内の公共的団体に属する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康生きがい支え合い推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(小牧市食育推進会議条例の廃止)
- 2 小牧市食育推進会議条例(平成29年小牧市条例第20号)は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。
別表食育推進会議委員の項中「食育推進会議委員」を「健康づくり推進審議会委員」に改める。